



発行 東京都

目次

規則

○東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備局市街地建築部調整課）

告示

○不健全図書類の指定（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）

○特定計量器定期検査の実施（生活文化局計量検定所検査課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（環境局環境改善部化学物質対策課）

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（四件）（同）

○都道の区域変更（建設局道路管理部路政課）

○都道の供用開始（同）

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定（建設局道路管理部監察指導課）

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新（生活文化局都民生活部管理法人課）

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出（下水道局）

規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「法」の下に「第四十三条第二項第一号、」を加え、同項第五号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「若しくは第五項第三号」を、「第五項若しくは第六項第三号」に、「第六十七号の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同項第九号中「含む。」の下に「又は第二十二條の二第一項」を加え、同項第十五号中「第十九條の十五第一項」を「第十九條の十七第一項」に、「第十九條の十六第一項」を「第十九條の十八第一項」に、「第十九條の十七第二項」を「第十九條の十九第二項」に改める。

附則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条第一項第四号の改正規定及び同項第五号の改正規定（「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改める部分に限る。） 建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する日
- 二 第五条第一項第九号の改正規定 平成三十一年四月一日
- 三 第五条第一項第十五号の改正規定 公布の日

告示

●東京都告示第千三百号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小池百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二七七	雑誌	SPコミックス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		本当にあつた たまらな話	
		五〇四五六一四八	
		株式会社リイド社	
四二七八	書籍	Charles Co mics	同右
		メスイキ×強制BL	
		株式会社メディアソフト	

●東京都告示第千三百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

東京都計量検定所長 林久美子

一 検査地域 江東区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成三十年十月二十六日から同年十二月二十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定期限

検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千三百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

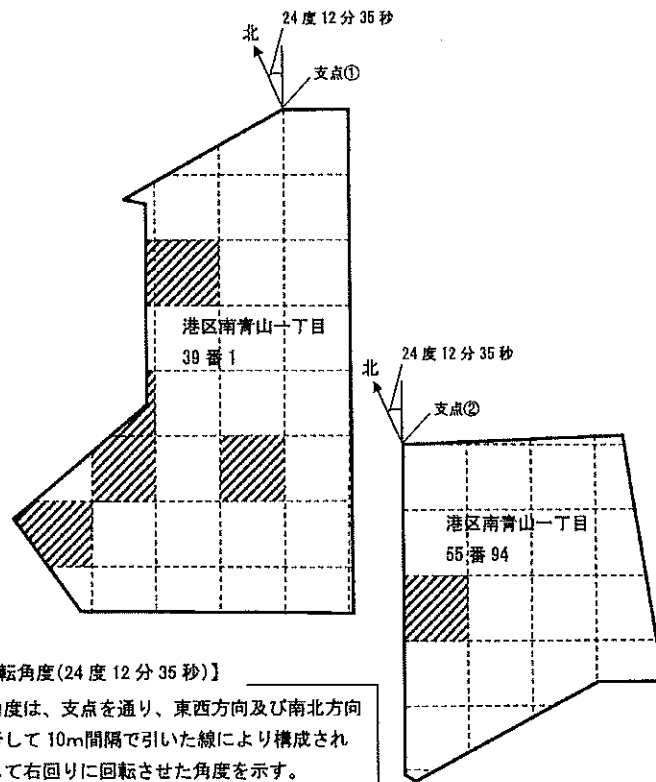
平成三十年九月十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区南青山一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界及び筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支點】

- 支點①は港区南青山一丁目39番1の最北端とする。
- 支點②は港区南青山一丁目55番94の最北端とする。

【支點①、支點②の格子の回転角度(24度12分35秒)】

支點①、支點②の格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第七百二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区鷺宮二丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物並びにトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去